



2016 年 9 月 29 日変更

【SBI カード個人会員規約 (MasterCard カード会員用) 変更内容一覧】

該当箇所	変更内容	変更前	変更後
第1条第4項 会員	変更	<p>4. <u>本規約を内容とする会員と当社との契約は、当社が入会を承認したときに成立します。</u></p> <p>5. <u>会員には、一般会員、ゴールド会員、プラチナ会員及びワールド会員の種類（この区分けによる会員の種類を、以下「会員種類」という。）があり、会員種類により別途特約がある場合は、その特約に従うものとします。</u></p>	<p>4. <u>会員と当社との間における本規約を内容とする契約の成立日は、本条第1項に基づき当社が入会を承認した日とします。</u>会員には、一般会員、ゴールド会員、プラチナ会員及びワールド会員の種類（この区分けによる会員の種類を、以下「会員種類」という。）があり、会員種類により別途特約がある場合は、その特約に従うものとします。</p>
第2条第5項 ファミリーアカウント会員	変更	<p>5. <u>本会員は、ファミリーアカウント会員が本規約に基づき当社に対して負担する債務については、連帯して責任を負担するものとします。</u></p>	<p>5. <u>本会員は、ファミリーアカウント会員が本規約に関し当社に対して負担する債務については、連帯して責任を負担するものとします。</u></p>
第6条第2項 カードの有効期限と更新	追加	<p>2. <u>当社は、カードの有効期限が満了する前に退会の申し出及び全部又は一部のカードの更新を希望しない旨の申し出がない本会員で、当社が審査のうえ引き続き会員と認める方に対し、有効期限を更新した新たなカードを発行し、会員規約書面と共にこれを送付します。</u></p>	<p>2. <u>当社は、カードの有効期限が満了する前に退会の申し出及び全部又は一部のカードの更新を希望しない旨の申し出がない本会員で、当社が審査のうえ引き続き会員と認める方に対し、有効期限を更新した新たなカードを発行し、会員規約書面と共にこれを送付します。本会員は、有効期限経過後のカードを直ちに切断、破棄するものとします。</u></p>

第11条 暗証番号	変更	<p>1.当社は、入会承認時その他当社が必要と認めたとときに、本会員に対し、当社所定の方法により、以下の各号に定める暗証番号を指定して登録し、会員にこれらを通知します。</p> <p>(1)カード暗証番号 (C-PIN) (4桁の数字)</p> <p>(2)電話用暗証番号 (T-PIN) (4桁の数字)</p> <p>(3)Web用暗証番号 (W-PIN) (8~<u>10</u>桁の英数字)</p>	<p>1.当社は、入会承認時その他当社が必要と認めたとときに、本会員に対し、当社所定の方法により、以下の各号に定める暗証番号を指定して登録し、会員にこれらを通知します。</p> <p>(1)カード暗証番号 (C-PIN) (4桁の数字)</p> <p>(2)電話用暗証番号 (T-PIN) (4桁の数字)</p> <p>(3)Web用暗証番号 (W-PIN) (8~<u>20</u>桁の英数字)</p>
第12条第2項 カードのご利用枠	変更	<p>2.会員は、本会員が当社に支払うべき全未払債務（すべてのカードショッピング利用代金（現金価格に相当する金額であって、第34条で定義するカードショッピングの利用に係る代金をいう。以下同じ。）及びそのショッピング手数料（第37条で定義する。以下同じ。）、マネーサービス融資金及びその利息、その他当社が提供するすべての商品・サービスの代金及び年会費その他諸手数料並びに遅延損害金をいい、ファミリーアカウント会員カード及びその他本会員に発行されたすべてのカードに係る利用分を含む。以下同じ。）の合計額が本会員の総ご利用枠を超えない範囲で、カード利用をすることができます。</p>	<p>2.会員は、本会員が当社に支払うべき全未払債務（すべてのカードショッピング利用代金（現金価格に相当する金額であって、第34条で定義するカードショッピングの利用に係る代金をいう。以下同じ。）及びそのショッピング手数料（第37条で定義する。以下同じ。）、マネーサービスご利用金額及びその利息、その他当社が提供するすべての商品・サービスの代金及び年会費その他諸手数料並びに遅延損害金をいい、ファミリーアカウント会員カード及びその他本会員に発行されたすべてのカードに係る利用分を含む。以下同じ。）の合計額が本会員の総ご利用枠を超えない範囲で、カード利用をすることができます。</p>
第12条第3項 カードのご利用枠	変更	<p>3.会員は、未払債務のうち、その使用するカードの使用に係るカードショッピング利用代金及びそのショッピング手数料、マネーサービス融資金及びその利息、年会費その他諸手数料並びに遅延損害金の未払額の合計額が当該カードのカードご利用枠を超えない範囲で、当該カードを使用してカード利用をすることができます。</p>	<p>3.会員は、未払債務のうち、その使用するカードの使用に係るカードショッピング利用代金及びそのショッピング手数料、マネーサービスご利用金額及びその利息、年会費その他諸手数料並びに遅延損害金の未払額の合計額が当該カードのカードご利用枠を超えない範囲で、当該カードを使用してカード利用をすることができます。</p>

<p>第12条第5項 カードのご利用枠</p>	<p>変更</p>	<p>5.会員は、本会員が支払うべきすべてのマネーサービス融資金及びその利息の未払額（ファミリーアカウント会員カード及びその他本会員に発行されたすべてのカードを使用した利用分を含む。）の合計額が本会員の総マネーサービスご利用枠を超えない範囲で、かつその使用するカードの使用に係るマネーサービス融資金及びその利息の未払額が当該カードのマネーサービスご利用枠を超えない範囲で、当該カードを使用して第3章に定めるマネーサービスの利用をすることができます。</p>	<p>5.会員は、本会員が支払うべきすべてのマネーサービスご利用金額及びその利息の未払額（ファミリーアカウント会員カード及びその他本会員に発行されたすべてのカードを使用した利用分を含む。）の合計額が本会員の総マネーサービスご利用枠を超えない範囲で、かつその使用するカードの使用に係るマネーサービスご利用金額及びその利息の未払額が当該カードのマネーサービスご利用枠を超えない範囲で、当該カードを使用して第3章に定めるマネーサービスの利用をすることができます。</p>
<p>第16条第5項 毎月のお支払方法</p>	<p>変更</p>	<p>5.請求手続きの結果、優先口座の残高不足等によりお引落日に当月請求額の自動口座振替によるお引落ができない場合、当社は、本会員の指図なしで当月請求額の全部又は一部につき、お引落日当日又はそれ以降に再度自動口座振替によるお引落をすることができますものとし、この場合には、当社は、本会員によりミニマムペイメント払いが指定されたものとして取り扱うものとし、ミニマムペイメントでお引落を行うものとし、会員は、お引落後に未払債務がある場合には、当該未払債務に係るショッピング手数料及び利息を負担するものとし、なお、本項に基づくミニマムペイメント払いに係る最低支払額を算出する基準となるカードショッピング利用残高又はマネーサービス融資金残高の合計額の算定に当たっては、残高不足等に係る請求手続きを行わなかったものとして扱います。</p>	<p>5.請求手続きの結果、優先口座の残高不足等によりお引落日に当月請求額の自動口座振替によるお引落ができない場合、当社は、本会員の指図なしで当月請求額の全部又は一部につき、お引落日当日又はそれ以降に再度自動口座振替によるお引落をすることができるものとし、この場合には、当社は、本会員によりミニマムペイメント払いが指定されたものとして取り扱うものとし、ミニマムペイメントでお引落を行うものとし、会員は、お引落後に未払債務がある場合には、当該未払債務に係るショッピング手数料及び利息を負担するものとし、なお、本項に基づくミニマムペイメント払いに係る最低支払額を算出する基準となるカードショッピング利用残高又はマネーサービス利用残高の合計額の算定に当たっては、残高不足等に係る請求手続きを行わなかったものとして扱います。</p>
<p>第17条第1項 ご利用明細</p>	<p>追加</p>	<p>1. 本会員は、以下の各号に掲げる事項について承諾をします。 (1)当社が割賦販売法に基づいて本会員に交付することを要する</p>	<p>1.本会員は、以下の各号に掲げる事項について承諾をします。 (1)当社が割賦販売法に基づいて本会員に交付することを要する書面</p>

		<p>書面の交付に代えて、インターネット上の当社所定の web サイトにおいて html document の形式により同書面に記載する事項に係る情報の提供をすることができること。</p> <p>(2)当社が貸金業法に基づき、一定期間における貸付け及び弁済その他の取引状況を記載した書面を交付するときは、当社が同法に基づき本会員に対して交付することを要する書面の交付に代えて、マネーサービス利用の都度、お取引金額及びお取引年月日を記載した書面を交付することができること。</p> <p>(3)貸金業法に基づき本会員に対して交付することを要する書面（前号の書面を含みます）の交付に代えて、インターネット上の当社所定の web サイトにおいて html document の形式により同書面に記載する事項に係る情報の提供をすることができること。</p>	<p>の交付に代えて、インターネット上の当社所定の web サイトにおいて html document の形式により同書面に記載する事項に係る情報の提供をすることができること。</p> <p>(2)当社が貸金業法に基づき、一定期間における貸付け及び弁済その他の取引状況を記載した書面（<u>マンスリーステートメント</u>）を交付するときは、当社が同法に基づき本会員に対して交付することを要する書面の交付に代えて、マネーサービス利用の都度、お取引金額及びお取引年月日を記載した書面（<u>簡素化書面</u>）を交付することができること。</p> <p>(3)貸金業法に基づき本会員に対して交付することを要する書面（前号の書面を含みます）の交付に代えて、インターネット上の当社所定の web サイトにおいて html document の形式により同書面に記載する事項に係る情報の提供をすることができること。</p>
第18条第3項 オンラインチェック及び繰上返済	変更	<p>3.オンラインチェックによる支払の1日あたりの上限を5回までとします。なお、マネーサービス<u>融資金</u>に関して、1日に複数回のオンラインチェックによる支払がなされた場合には、当社はこれを1回の弁済とみなすことができるものとし、本会員はこれを承諾します。</p>	<p>3.オンラインチェックによる支払の1日あたりの上限を5回までとします。なお、マネーサービス<u>利用残高</u>に関して、1日に複数回のオンラインチェックによる支払がなされた場合には、当社はこれを1回の弁済とみなすことができるものとし、本会員はこれを承諾します。</p>
第18条第5項 オンラインチェック及び繰上返済	変更	<p>5.前項のオンラインチェックによる繰上返済は、マネーサービス<u>融資金</u>についてはその利用日（第41条第2項に定めるものをいう。）から随時行うことができますが、カードショッピング利用代金については、直近の締切日におけるカードショッピング利用残高とそのショッピング手数料についてのみ行うことができます。</p>	<p>5.前項のオンラインチェックによる繰上返済は、マネーサービス<u>利用金額</u>についてはその利用日（第41条第2項に定めるものをいう。）から随時行うことができますが、カードショッピング利用代金については、直近の締切日におけるカードショッピング利用残高とそのショッピング手数料についてのみ行うことができます。</p>

第24条第1項 期限の利益喪失	変更	1.本会員は、第42条第2項に定めるマネーサービス最低支払額の支払を遅延した場合、当社からの通知、催告を受けることなく、一切のマネーサービス <u>融資金</u> 残高について期限の利益を喪失し、その全額を直ちに支払うものとします。	1.本会員は、第42条第2項に定めるマネーサービス最低支払額の支払を遅延した場合、当社からの通知、催告を受けることなく、一切のマネーサービス <u>利用</u> 残高について期限の利益を喪失し、その全額を直ちに支払うものとします。
第24条第3項 期限の利益喪失	削除	3.本会員は、次のいずれかに該当する場合には、通知、催告を受けることなく、当社に対する一切の未払債務について期限の利益を喪失し、その全額を直ちに支払うものとします。 (1)第21条第2項に基づき退会となったとき（ただし、カードショッピング利用に関する未払債務については、本会員の信用が著しく悪化した場合又は重要な <u>契約</u> 条項に違反した場合に限ります。） (2)差押、仮差押、保全差押、仮処分の申立又は滞納処分を受けたときその他本会員の信用状態に重要な変化が生じたとき (3)手形交換所における取引停止処分又は破産、民事再生、特別清算、会社更生、特定調停若しくはこれらに類する手続きの申立を受けたとき、又は自らこれらの申立をしたとき (4)商品の質入れ、譲渡、賃貸その他当社の所有権を侵害する行為をしたとき	3.本会員は、次のいずれかに該当する場合には、通知、催告を受けることなく、当社に対する一切の未払債務について期限の利益を喪失し、その全額を直ちに支払うものとします。 (1)第21条第2項に基づき退会となったとき（ただし、カードショッピング利用に関する未払債務については、本会員の信用が著しく悪化した場合又は重要な条項に違反した場合に限ります。） (2)差押、仮差押、保全差押、仮処分の申立又は滞納処分を受けたときその他本会員の信用状態に重要な変化が生じたとき (3)手形交換所における取引停止処分又は破産、民事再生、特別清算、会社更生、特定調停若しくはこれらに類する手続きの申立を受けたとき、又は自らこれらの申立をしたとき (4)商品の質入れ、譲渡、賃貸その他当社の所有権を侵害する行為をしたとき
第27条第1項 犯罪収益移転防止法	変更	1.当社は、会員の入会に際し、犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「犯罪収益移転防止法」という。）に基づく本人確認のため、入会申込者又は会員に運転免許証、パスポート、 <u>健康保険証</u> 若しくは <u>住民基本台帳カード</u> いずれかのコピーその他の書類等を提出していただくことがあります。	1.当社は、会員の入会に際し、犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「犯罪収益移転防止法」という。）に基づく本人確認のため、入会申込者又は会員に運転免許証、パスポート、 <u>在留カード</u> 、 <u>個人番号カード</u> 、その他官公庁発行書類（ <u>顔写真付</u> ）いずれかのコピーその他の書類等を提出していただくことがあります。

第27条第3項 犯罪収益移転防止 法	新設		3.本会員は、「外国政府等における重要な公人等」に該当しない旨を申告していただきます。また、本会員が「外国政府等における重要な公人等」に該当することになった場合は、速やかに申告していただきます。
第36条第3項 ご返済法式及びお 引落方法	削除	3.本会員がミニマムペイメント払いを指定した場合、カードショッピング利用に係る当月請求額（ <u>弁済金額</u> ）は、ショッピング最低支払額とします。ただし、カードショッピング利用代金残高とそのお引落日におけるショッピング手数料の合計額がショッピング最低支払額より少ないときは、当該カードショッピング利用残高とそのお引落日におけるショッピング手数料の合計額を当月請求額とします。	3.本会員がミニマムペイメント払いを指定した場合、カードショッピング利用に係る当月請求額（ <u>弁済金</u> ）は、ショッピング最低支払額とします。ただし、カードショッピング利用代金残高とそのお引落日におけるショッピング手数料の合計額がショッピング最低支払額より少ないときは、当該カードショッピング利用残高とそのお引落日におけるショッピング手数料の合計額を当月請求額とします。
第36条第4項 ご返済方式及びお 引落方法	変更	4.本会員が残高一括払いを指定した場合、カードショッピング利用に係る当月請求額（ <u>弁済金額</u> ）は、その月のお引落日に対応する締切日におけるカードショッピング利用代金残高とそのお引落日におけるショッピング手数料の合計額とします。	4.本会員が残高一括払いを指定した場合、カードショッピング利用に係る当月請求額（ <u>弁済金</u> ）は、その月のお引落日に対応する締切日におけるカードショッピング利用代金残高とそのお引落日におけるショッピング手数料の合計額とします。
第41条第1項 マネーサービスの 利用	変更	1.会員は、当社が認めた場合、次の各号に定めるいずれかの方法により、当社から <u>融資を受けるサービス</u> （以下「マネーサービス」という。）を利用することができます。1回あたりの <u>融資金額</u> は1千円以上1千円単位とします。 (1)当社の指定する日本国内及び国外の現金自動支払機及び現金自動受払機（以下、まとめて「ATM機等」という。）にカード暗証番号を入力して所定の操作をして <u>融資金</u> を受け取る方法 (2)電話、インターネット等を利用して当社所定の方法により申込み、当社からのご登録口座への振込により <u>融資金</u> を受け取る方法（ただし、ファミリーアカウント会員はこの方法によるマ	1.会員は、当社が認めた場合、次の各号に定めるいずれかの方法により、当社から <u>現金を借り受けできるサービス</u> （以下「マネーサービス」という。）を利用することができます。1回あたりの <u>ご利用金額</u> は1千円以上1千円単位とします。 (1)当社の指定する日本国内及び国外の現金自動支払機及び現金自動受払機（以下、まとめて「ATM機等」という。）にカード暗証番号を入力して所定の操作をして <u>ご利用金額</u> 受け取る方法 (2)電話、インターネット等を利用して当社所定の方法により申込み、当社からのご登録口座への振込により <u>ご利用金額</u> を受け取る方法（ただし、ファミリーアカウント会員はこの方法によるマネーサービスの利用はできません。）

	<p>マネーサービスの利用はできません。)</p> <p>(3)その他当社所定の方法</p> <p>2.マネーサービスの利用日(契約日)は、前項第1号の場合は、会員がATM機等を利用したことを当社が把握した日とし、第2号の場合は、当社が融資金をご登録口座に振込をした日とします。ただし、海外でのATM機等の利用日は、日本時間により決定するものとします。</p> <p>3.当社が適当と認めた本会員は、マネーサービスの他、別途定める各種ローン規定に従い、各種ローンを利用することができます。</p> <p>4.会員が、本会員に係る次条第2項に定めるマネーサービス融資金残高がある状態で、新たにマネーサービスを利用した場合、当社は、従前のマネーサービス融資金残高と当該マネーサービス利用による融資金額の合計額に相当する金額の融資金を新たに借り入れたものとして取扱います。ただし、従前のマネーサービス利用残高に適用される利率と新たな融資金に適用される利率が異なる場合は、この限りではありません。</p> <p>5.第17条第1項第2号又は第3号の規定により交付する書面に記載される返済期間、返済回数、返済期日又は返済金額は、当該書面に記載する貸付の後に行われる貸付その他の事由により変更になることがあります。</p> <p>6.当社は、必要と認めた場合、いつでも新たなマネーサービスによる融資を中止し、又は連帯保証人を立てることを請求する</p>	<p>(3)その他当社所定の方法</p> <p>2.マネーサービスの利用日は、前項第1号の場合は、会員がATM機等を利用したことを当社が把握した日とし、第2号の場合は、当社がご利用金額をご登録口座に振込をした日とします。ただし、海外でのATM機等の利用日は、日本時間により決定するものとします。</p> <p>3.当社が適当と認めた本会員は、マネーサービスの他、別途定める各種ローン規定に従い、各種ローンを利用することができます。</p> <p>4.会員が、本会員に係る次条第2項に定めるマネーサービスご利用残高がある状態で、新たにマネーサービスを利用した場合、当社は、従前のマネーサービスご利用残高と当該マネーサービスのご利用金額の合計額に相当する金額を新たに借り入れたものとして取扱います。ただし、従前のマネーサービス利用残高に適用される利率と新たなご利用金額に適用される利率が異なる場合は、この限りではありません。</p> <p>5.第17条第1項第2号又は第3号の規定により交付する書面に記載される返済期間、返済回数、返済期日又は返済金額は、当該書面に記載する貸付の後に行われる貸付その他の事由により変更になることがあります。</p> <p>6.当社は、必要と認めた場合、いつでも新たなマネーサービスのご利用を中止し、又は連帯保証人を立てることを請求することができます。</p>
--	--	---

		<p>ことができるものとします。</p>	
<p>第42条 ご返済方法及びお引落方法</p>	<p>変更</p>	<p>1.マネーサービスの<u>融資金</u>及び次条に定めるその利息の返済方式は、残高スライド元利定額リボルビング方式によるものとします。</p> <p>2.マネーサービスの<u>融資金</u>及びその利息については、当該お引落日に対応する締切日におけるマネーサービス<u>融資金</u>残高（ファミリーアカウント会員カード及びその他本会員に発行されたすべてのカードを使用した利用分を含む。以下同じ。）のうち当社が請求手続をとっていないものの合計額を基準として、別表2に定める最低支払額（以下「マネーサービス最低支払額」という。）相当額の部分について、毎月のお引落日に期限が到来するものとします。</p> <p>3.本会員がミニマムペイメント払いを指定した場合、マネーサービス利用に係る当月請求額は、マネーサービス最低支払額とします。ただし、マネーサービス<u>融資金</u>残高とのお引落日における利息の合計額がマネーサービス最低支払額より少ないときは、当該マネーサービス<u>融資金</u>残高とその利息の合計額を当月請求額とします。</p> <p>4.本会員が残高一括払いを指定した場合、マネーサービス利用に係る当月請求額は、その月のお引落日に対応する締切日におけるマネーサービス<u>融資金</u>残高とこれに対する当該お引落日までの利息の合計額とします。</p> <p>5.本会員は、前4項の定めにかかわらず、マネーサービス<u>融資金</u></p>	<p>1.マネーサービスの<u>ご利用金額</u>及び次条に定めるその利息の返済方式は、残高スライド元利定額リボルビング方式によるものとします。</p> <p>2.マネーサービスの<u>ご利用金額</u>及びその利息については、当該お引落日に対応する締切日におけるマネーサービス<u>ご利用</u>残高（ファミリーアカウント会員カード及びその他本会員に発行されたすべてのカードを使用した利用分を含む。以下同じ。）のうち当社が請求手続をとっていないものの合計額を基準として、別表2に定める最低支払額（以下「マネーサービス最低支払額」という。）相当額の部分について、毎月のお引落日に期限が到来するものとします。</p> <p>3.本会員がミニマムペイメント払いを指定した場合、マネーサービス利用に係る当月請求額は、マネーサービス最低支払額とします。ただし、マネーサービス<u>ご利用</u>残高とのお引落日における利息の合計額がマネーサービス最低支払額より少ないときは、当該マネーサービス<u>ご利用</u>残高とその利息の合計額を当月請求額とします。</p> <p>4.本会員が残高一括払いを指定した場合、マネーサービス利用に係る当月請求額は、その月のお引落日に対応する締切日におけるマネーサービス<u>ご利用</u>残高とこれに対する当該お引落日までの利息の合計額とします。</p> <p>5.本会員は、前4項の定めにかかわらず、マネーサービス<u>ご利用</u>残高及びその利息の合計額が第12条に定めるご利用枠のいずれかを超過した場合、その超過額に相当する金額については、当社が適当と認めたときを除き、これを一括で支払うものとします。</p>

		<p>残高及びその利息の合計額が第12条に定めるご利用枠のいずれかを超過した場合、その超過額に相当する金額については、当社が適当と認めるときを除き、これを一括で支払うものとします。</p> <p>6.当社が適当と認めた場合、当社所定の基準により優遇利率を適用することができるものとします。優遇利率が適用になった場合、新利率適用後に当社所定の方法で通知します。ただし、前年と同じ優遇利率が適用になった場合は通知を省略することがあります。また、優遇利率適用後に優遇利率解消となった場合、退会となった場合又は期限の利益喪失になった場合は、前項に定める当社所定の利率が適用されるものとし、当社所定の方法で通知します。</p>	<p>6.当社が適当と認めた場合、当社所定の基準により優遇利率を適用することができるものとします。優遇利率が適用になった場合、新利率適用後に当社所定の方法で通知します。ただし、前年と同じ優遇利率が適用になった場合は通知を省略することがあります。また、優遇利率適用後に優遇利率解消となった場合、退会となった場合又は期限の利益喪失になった場合は、前項に定める当社所定の利率が適用されるものとし、当社所定の方法で通知します。</p>																								
第43条 利息	変更	<p>お支払日におけるマネーサービス融資金に対する利息（以下「利息」という。）は、お支払日のマネーサービス融資金残高に対し、別表2記載の当社所定の利率を乗じて、当該お支払日までの日割計算により算出した金額とします。</p>	<p>お支払日におけるマネーサービスご利用金額に対する利息（以下「利息」という。）は、お支払日のマネーサービスご利用残高に対し、別表 2 記載の当社所定の利率を乗じて、当該お支払日までの日割計算により算出した金額とします。</p>																								
第44条別表1 カードショッピングの最低支払額表	削除	<table border="1"> <thead> <tr> <th>カードショッピング利用代金 残高</th> <th>最低支払額(弁済金額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10万円未満</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>10万円以上20万円未満</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>20万円以上30万円未満</td> <td>8,000円</td> </tr> <tr> <td>30万円以上40万円未満</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>40万円以上50万円未満</td> <td>13,000円</td> </tr> </tbody> </table>	カードショッピング利用代金 残高	最低支払額(弁済金額)	10万円未満	3,000円	10万円以上20万円未満	5,000円	20万円以上30万円未満	8,000円	30万円以上40万円未満	10,000円	40万円以上50万円未満	13,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>カードショッピング利用代金 残高</th> <th>最低支払額(弁済金)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10万円未満</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>10万円以上20万円未満</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>20万円以上30万円未満</td> <td>8,000円</td> </tr> <tr> <td>30万円以上40万円未満</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>40万円以上50万円未満</td> <td>13,000円</td> </tr> </tbody> </table>	カードショッピング利用代金 残高	最低支払額(弁済金)	10万円未満	3,000円	10万円以上20万円未満	5,000円	20万円以上30万円未満	8,000円	30万円以上40万円未満	10,000円	40万円以上50万円未満	13,000円
カードショッピング利用代金 残高	最低支払額(弁済金額)																										
10万円未満	3,000円																										
10万円以上20万円未満	5,000円																										
20万円以上30万円未満	8,000円																										
30万円以上40万円未満	10,000円																										
40万円以上50万円未満	13,000円																										
カードショッピング利用代金 残高	最低支払額(弁済金)																										
10万円未満	3,000円																										
10万円以上20万円未満	5,000円																										
20万円以上30万円未満	8,000円																										
30万円以上40万円未満	10,000円																										
40万円以上50万円未満	13,000円																										

		50万円以上60万円未満	15,000円	50万円以上60万円未満	15,000円
		60万円以上70万円未満	18,000円	60万円以上70万円未満	18,000円
		70万円以上80万円未満	20,000円	70万円以上80万円未満	20,000円
		80万円以上90万円未満	23,000円	80万円以上90万円未満	23,000円
		90万円以上100万円未満	25,000円	90万円以上100万円未満	25,000円
		以下、10万円増す毎に	5,000円を追加	以下、10万円増す毎に	5,000円を追加
第44条 ＜カードショッピングのミニマムペイメント払いによるお支払例＞	追加	<p>引落方法がミニマムペイメント払い、支払日が毎月27日、締切日がお引落日の14日前、手数料率の実質年率12.0%のカードを使用し、5月30日に100,000円のカードショッピング利用を行い、以降のカードショッピング利用がない場合（ただし、支払日は金融機関休業日ではないものとする。）</p> <p>◆初回お引落日(6月27日)のお支払</p> <ul style="list-style-type: none"> ・締切日(6月13日)時点のカードショッピング利用代金残高の合計額 100,000円 ・6月のショッピング最低支払額 5,000円(別表1から) ・お引落日時点でのショッピング手数料 0円 ・6月の当月請求額(弁済金額) 5,000円 <p>内、ショッピング手数料への充当額 0円</p> <p>カードショッピング利用代金残高への充当 5,000円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お引落後のカードショッピング利用代金残高 100,000円－5,000円=95,000円 		<p>引落方法がミニマムペイメント払い、支払日が毎月 27 日、締切日がお引落日の 14 日前、手数料率の実質年率 12.0%のカードを使用し、5月30日に 100,000 円のカードショッピング利用を行い、以降のカードショッピング利用がない場合（ただし、支払日は金融機関休業日ではないものとする。）<u>のご返済例です。初回お支払日は6月 27 日、最終お支払まで3年6ヶ月40回のお支払となります。お支払総額は119,793円となります。</u></p> <p>◆初回お引落日（6月27日）のお支払</p> <ul style="list-style-type: none"> ・締切日（6月13日）時点のカードショッピング利用代金残高の合計額 100,000円 ・6月のショッピング最低支払額 5,000円（別表1から） ・お引落日時点でのショッピング手数料 0円 ・6月の当月請求額（弁済金） 5,000円 <p>内、ショッピング手数料への充当額 0円</p> <p>カードショッピング利用代金残高への充当 5,000円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お引落後のカードショッピング利用代金残高 100,000円－5,000円 	

		<p>◆第2回お引落日(7月27日)のお支払</p> <ul style="list-style-type: none"> ・締切日(7月13日)時点の カードショッピング利用代金残高の合計額95,000円 ・7月のショッピング最低支払額3,000円(別表1から) ・お引落日時点でのショッピング手数料936円(95,000円×12.0%÷365日×30日) ・7月の当月請求額(弁済金額) 3,000円 <p>内、ショッピング手数料への充当額936円</p> <p>カードショッピング利用代金残高への充当2,064円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お引落後のカードショッピング利用代金残高 92,936円 (95,000円－2,064円) 	<p>=95,000円</p> <p>◆第2回お引落日(7月27日)のお支払</p> <ul style="list-style-type: none"> ・締切日(7月13日)時点のカードショッピング利用代金残高の合計額 95,000円 ・7月のショッピング最低支払額 3,000円 (別表1から) ・お引落日時点でのショッピング手数料 936円 (95,000円×12.0%÷365日×30日) ・7月の当月請求額(弁済金) 3,000円 <p>内、ショッピング手数料への充当額 936円</p> <p>カードショッピング利用代金残高への充当 2,064円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お引落後のカードショッピング利用代金残高 92,936円 (95,000円－2,064円) <p>◆最終支払月(3年6ヶ月/40回)までのお支払総額は、<u>119,793円</u>になります。</p>																																
<p>第44条別表2 マネーサービスの 最低支払額表</p>	<p>変更</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>マネーサービス融資金残高</th> <th>最低支払額(返済金額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10万円未満</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>10万円以上20万円未満</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>20万円以上30万円未満</td> <td>8,000円</td> </tr> <tr> <td>30万円以上40万円未満</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>40万円以上50万円未満</td> <td>13,000円</td> </tr> <tr> <td>50万円以上60万円未満</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>60万円以上70万円未満</td> <td>18,000円</td> </tr> </tbody> </table>	マネーサービス融資金残高	最低支払額(返済金額)	10万円未満	3,000円	10万円以上20万円未満	5,000円	20万円以上30万円未満	8,000円	30万円以上40万円未満	10,000円	40万円以上50万円未満	13,000円	50万円以上60万円未満	15,000円	60万円以上70万円未満	18,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>マネーサービスご利用残高</th> <th>最低支払額(返済金額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10万円未満</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>10万円以上20万円未満</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>20万円以上30万円未満</td> <td>8,000円</td> </tr> <tr> <td>30万円以上40万円未満</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>40万円以上50万円未満</td> <td>13,000円</td> </tr> <tr> <td>50万円以上60万円未満</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>60万円以上70万円未満</td> <td>18,000円</td> </tr> </tbody> </table>	マネーサービスご利用残高	最低支払額(返済金額)	10万円未満	3,000円	10万円以上20万円未満	5,000円	20万円以上30万円未満	8,000円	30万円以上40万円未満	10,000円	40万円以上50万円未満	13,000円	50万円以上60万円未満	15,000円	60万円以上70万円未満	18,000円
マネーサービス融資金残高	最低支払額(返済金額)																																		
10万円未満	3,000円																																		
10万円以上20万円未満	5,000円																																		
20万円以上30万円未満	8,000円																																		
30万円以上40万円未満	10,000円																																		
40万円以上50万円未満	13,000円																																		
50万円以上60万円未満	15,000円																																		
60万円以上70万円未満	18,000円																																		
マネーサービスご利用残高	最低支払額(返済金額)																																		
10万円未満	3,000円																																		
10万円以上20万円未満	5,000円																																		
20万円以上30万円未満	8,000円																																		
30万円以上40万円未満	10,000円																																		
40万円以上50万円未満	13,000円																																		
50万円以上60万円未満	15,000円																																		
60万円以上70万円未満	18,000円																																		

		<table border="1"> <tr> <td>70万円以上80万円未満</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>80万円以上90万円未満</td> <td>23,000円</td> </tr> <tr> <td>90万円以上100万円未満</td> <td>25,000円</td> </tr> <tr> <td>以下、10万円増す毎に</td> <td>5,000円を追加</td> </tr> </table> <p>※上記表に記載されたマネーサービス融資金残高は、マネーサービス融資金残高のうち当社が請求手続をとっていない金額の合計額をいいます。※お取引口座の残高不足等により、マネーサービス最低支払額が引き落とせない場合は、その旨ご案内いたしますが、所定の遅延損害金が発生しますのでご注意ください。※マネーサービスの利率は、実質年率7.0～20.0%となります。マネーサービスの利率は、会員毎及びカード毎に異なり、カード送付時の台紙や毎月のご利用明細に表示して通知いたします。※マネーサービス融資金残高が100万円以上のマネーサービス最低支払額の例：100万円の場合49,000円、150万円の場合69,000円となります。</p>	70万円以上80万円未満	20,000円	80万円以上90万円未満	23,000円	90万円以上100万円未満	25,000円	以下、10万円増す毎に	5,000円を追加	<table border="1"> <tr> <td>70万円以上80万円未満</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>80万円以上90万円未満</td> <td>23,000円</td> </tr> <tr> <td>90万円以上100万円未満</td> <td>25,000円</td> </tr> <tr> <td>以下、10万円増す毎に</td> <td>5,000円を追加</td> </tr> </table> <p>※上記表に記載されたマネーサービスご利用残高は、マネーサービスご利用残高のうち当社が請求手続をとっていない金額の合計額をいいます。※お取引口座の残高不足等により、マネーサービス最低支払額が引き落とせない場合は、その旨ご案内いたしますが、所定の遅延損害金が発生しますのでご注意ください。※マネーサービスの利率は、実質年率7.0～20.0%となります。マネーサービスの利率は、会員毎及びカード毎に異なり、カード送付時の台紙や毎月のご利用明細に表示して通知いたします。※マネーサービスご利用残高が100万円以上のマネーサービス最低支払額の例：100万円の場合49,000円、150万円の場合69,000円となります。</p>	70万円以上80万円未満	20,000円	80万円以上90万円未満	23,000円	90万円以上100万円未満	25,000円	以下、10万円増す毎に	5,000円を追加
70万円以上80万円未満	20,000円																		
80万円以上90万円未満	23,000円																		
90万円以上100万円未満	25,000円																		
以下、10万円増す毎に	5,000円を追加																		
70万円以上80万円未満	20,000円																		
80万円以上90万円未満	23,000円																		
90万円以上100万円未満	25,000円																		
以下、10万円増す毎に	5,000円を追加																		
第44条 マネーサービスのお支払い例	追加	<p>引落方法がミニマムペイメント払い、支払日が毎月27日、締切日がお引落日の14日前、利率の実質年率18.0%のカードを使用し、マネーサービス融資金残高のない状態で、5月14日に50,000円マネーサービスを利用し、以降のマネーサービス利用がない場合</p> <p>◆初回お引落日(6月27日)のお支払</p> <ul style="list-style-type: none"> ・締切日(6月13日)時点のマネーサービス融資金残高の合計額 50,000円 	<p>引落方法がミニマムペイメント払い、支払日が毎月27日、締切日がお引落日の14日前、利率の実質年率18.0%のカードを使用し、マネーサービスご利用残高のない状態で、5月14日に50,000円マネーサービスを利用し、以降のマネーサービス利用がない場合のご返済例です。初回お支払日は6月27日、最終お支払日11月27日、6回のお支払でお支払総額は52,971円となります。</p>																

・6月のマネーサービス最低支払額9,000円(別表2から)
 ・お引落日時点での利息 1,084円(50,000円×18.0%÷365日×44日)
 ・6月の当月請求額(返済金額) 9,000円
 内、利息への充当額1,084円
 マネーサービス融資金残高への充当7,916円
 ・お引落後のマネーサービス融資金残高 42,084円(50,000円－7,916円)
 ◆第2回お引落日(7月27日)のお支払
 ・締切日(7月13日)時点のマネーサービス融資金残高の合計額 42,084円
 ・7月のマネーサービス最低支払額9,000円(別表2から)
 ・お引落日時点での利息 622円(42,084円×18.0%÷365日×30日)
 ・7月の当月請求額(返済金額) 9,000円
 内、利息への充当額 622円
 マネーサービス融資金残高への充当 8,378円
 ・お引落後のマネーサービス融資金残高 33,706円(42,084円－8,378円)
 ◆最終支払月(11月)までの元利総支払額は、52,971円になります。

	お引落日	お支払額 /月	内 利息 充当	内 元金 充当	支払後残 高
初回支払	6月27日	9,000円	1,084円	7,916円	42,084円
2回目	7月27日	9,000円	622円	8,378円	33,706円
3回目	8月27日	9,000円	515円	8,485円	25,221円
4回目	9月27日	9,000円	385円	8,615円	16,606円
5回目	10月27日	9,000円	245円	8,755円	7,851円
6回目最終	11月27日	7,971円	120円	7,851円	0円
お支払総額		52,971円	2,971円	50,000円	



2016 年 9 月 29 日変更

【個人情報の取扱に関する同意条項変更内容一覧】

該当箇所	変更内容	変更前			変更後															
第3条第4項 (個人情報情報機 関への登録・利用)	変更	当社が加盟する個人情報情報機関が提携する個人情報情報機関は以下のとおりです。			当社が加盟する個人情報情報機関が提携する個人情報情報機関は以下のとおりです。															
		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="600 863 815 954">名称</th> <th data-bbox="822 863 1041 954">所在地</th> <th colspan="2" data-bbox="1048 863 1263 954">電話番号・ホームページ (URL)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="600 959 815 1340"> 全国銀行個人信用 情報センター (主に金融機関と その関係会社を会 員とする個人情報 情報機関) </td> <td data-bbox="822 959 1041 1340"> 〒100-8216 東京都千代田区丸 の内 1-3-1 </td> <td colspan="2" data-bbox="1048 959 1263 1340"> 0120-540-558 (月 ~金 / 9:00~ 12:00、13:00~ 17:00) http://www.zengi nkyo.or.jp/pcic/in dex.html </td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在地	電話番号・ホームページ (URL)		全国銀行個人信用 情報センター (主に金融機関と その関係会社を会 員とする個人情報 情報機関)	〒100-8216 東京都千代田区丸 の内 1-3-1	0120-540-558 (月 ~金 / 9:00~ 12:00、13:00~ 17:00) http://www.zengi nkyo.or.jp/pcic/in dex.html		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="828 863 1043 954">名称</th> <th data-bbox="1050 863 1265 954">所在地</th> <th colspan="2" data-bbox="1272 863 1487 954">電話番号・ホームページ (URL)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="828 959 1043 1340"> 全国銀行個人信用 情報センター (主に金融機関と その関係会社を会 員とする個人情報 情報機関) </td> <td data-bbox="1050 959 1265 1340"> 〒100-8216 東京都千代田区丸 の内 1-3-1 ※建物立替のた め、平成 28 年 10 月 11 日から平成 32 年度まで東京 都千代田区丸の内 </td> <td colspan="2" data-bbox="1272 959 1487 1340"> 0120-540-558 http://www.zengi nkyo.or.jp/pcic/in dex.html </td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在地	電話番号・ホームページ (URL)		全国銀行個人信用 情報センター (主に金融機関と その関係会社を会 員とする個人情報 情報機関)	〒100-8216 東京都千代田区丸 の内 1-3-1 ※建物立替のた め、平成 28 年 10 月 11 日から平成 32 年度まで東京 都千代田区丸の内	0120-540-558 http://www.zengi nkyo.or.jp/pcic/in dex.html		
名称	所在地	電話番号・ホームページ (URL)																		
全国銀行個人信用 情報センター (主に金融機関と その関係会社を会 員とする個人情報 情報機関)	〒100-8216 東京都千代田区丸 の内 1-3-1	0120-540-558 (月 ~金 / 9:00~ 12:00、13:00~ 17:00) http://www.zengi nkyo.or.jp/pcic/in dex.html																		
名称	所在地	電話番号・ホームページ (URL)																		
全国銀行個人信用 情報センター (主に金融機関と その関係会社を会 員とする個人情報 情報機関)	〒100-8216 東京都千代田区丸 の内 1-3-1 ※建物立替のた め、平成 28 年 10 月 11 日から平成 32 年度まで東京 都千代田区丸の内	0120-540-558 http://www.zengi nkyo.or.jp/pcic/in dex.html																		

						<u>2-5-1 に仮移転します。仮移転先から戻る期日については、決定次第、同センターのホームページに掲載されます。</u>	
		株式会社日本信用 情報機構 （主に貸金業者を 会員とする個人信 用情報機関） （貸金業法に基づ く指定信用情報機 関）	〒101-0042 東京都千代田区神 田東松下町 41-1	<u>0120-441-481</u> http://www.jicc.co.jp	株式会社日本信用 情報機構 （主に貸金業者を 会員とする個人信 用情報機関） （貸金業法に基づ く指定信用情報機 関）	〒101-0042 東京都千代田区神 田東松下町 41-1	<u>0570-055-955</u> http://www.jicc.co.jp
第14条 貸金業務に係る指 定紛争解決機関	変更	当社が契約する貸金業務に係る指定紛争解決機関は、以下のとおりです。 名称：日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター <u>03-5739-3861</u>			当社が契約する貸金業務に係る指定紛争解決機関は、以下のとおりです。 名称：日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター <u>0570-051-051</u>		



2016年9月29日変更

【ポイントプログラム特約変更内容一覧】

該当箇所	変更内容	変更前	変更後
第3条第2項 ポイント付与の変 更等	変更	2.会員と当社との間における会員規約に基づく <u>契約</u> が退会その他の理由により終了した場合又は本ポイント特約が終了した場合には、本ポイント特約に従って会員に付与されたポイントは、すべて失効するものとし、当該会員は、本ポイント特約に係る一切の権利を喪失します。	2.会員と当社との間における会員規約に基づく <u>会員資格</u> が退会その他の理由により終了した場合又は本ポイント特約が終了した場合には、本ポイント特約に従って会員に付与されたポイントは、すべて失効するものとし、当該会員は、本ポイント特約に係る一切の権利を喪失します。